

議第97号 呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）第9条第2項に規定する個人番号の独自利用を行う事務（以下「独自利用事務」といいます。）及び個人番号を利用して同一の執行機関内での情報連携を行う事務を追加するため、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 独自利用事務の追加（別表第1関係）

番号法では、独自利用事務について、地方公共団体の長その他の執行機関が、社会保障・税・災害対策に関する事務その他これらに類する事務の処理に関して、条例で定めることにより保有する特定個人情報ファイルにおいて、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができるとしており、市長が行う次に掲げる事務を追加します。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務

イ 重度心身障害者医療費支給に関する事務

(2) 同一の執行機関内での情報連携を行う事務の追加（別表第2関係）

前号ア及びイに掲げる独自利用事務について、市が当該事務を行うに当たり、行政の効率化、市民の利便性の向上等につなげるため、個人番号を利用する他の事務との間で情報連携を行う事務を追加します。

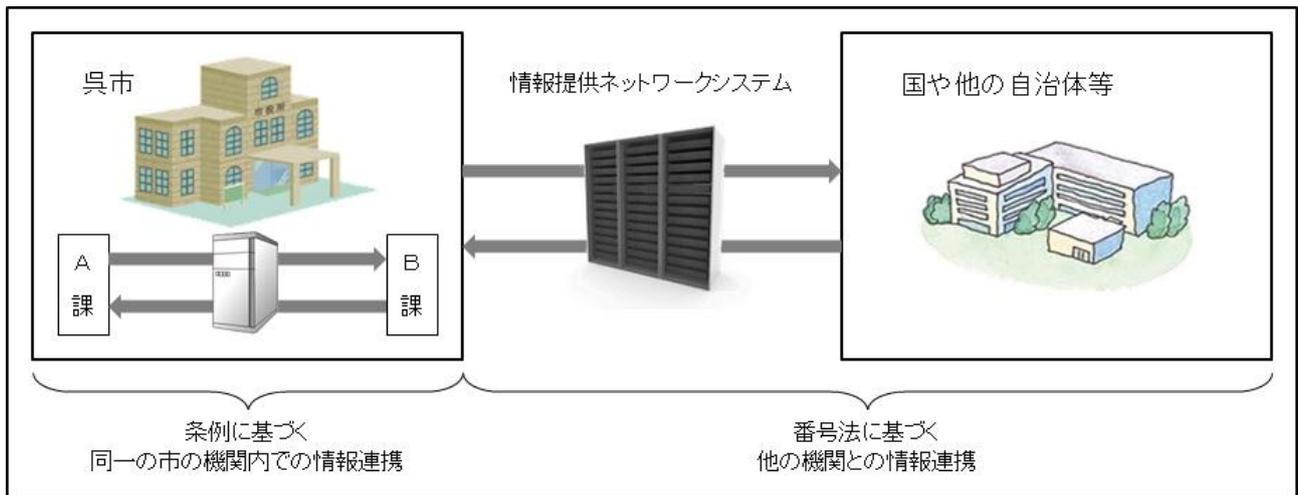
【参考】

- ・ 特定個人情報 個人番号等その内容を含む個人情報
- ・ 特定個人情報ファイル 一定の事務の目的のために、電子計算機を用いて特定の個人の情報を検索できるように体系的に構成した特定個人情報のデータベース等
- ・ 法定事務 番号法で定められている事務
- ・ 独自利用事務 法定事務以外の事務で個人番号を利用するもの

【条例で規定する事務の範囲等】

区分	法定事務	独自利用事務
個人番号の利用範囲	番号法	条例
同一執行機関内における情報連携	条例	条例
他の団体との情報連携	番号法	番号法

(番号法及び条例による情報連携のイメージ)



3 施行期日
公布の日

4 新旧対照表

現行			改正案		
別表第1 (第4条関係)			別表第1 (第4条関係)		
機関	事務		機関	事務	
(略)			(略)		
			市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
			市長	重度心身障害者医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの	
別表第2 (第4条関係)			別表第2 (第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
市長	生活保護法による保護の決定及び実施, 就労自立給付金の支給, 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの (略)	市長	生活保護法による保護の決定及び実施, 就労自立給付金の支給, 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの (略)
(略)			(略)		
			市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援	地方税関係情報であって規則で定めるもの

--

	するための法律 による地域生活 支援事業の実施 に関する事務で あって規則で定 めるもの	の 生活保護関係 情報であって 規則で定める もの 外国人生活保 護関係情報で あって規則で 定めるもの
市長	重度心身障害者 医療費支給に関 する事務であっ て規則で定める もの	地方税関係情 報であって規 則で定めるも の 生活保護関係 情報であって 規則で定める もの 外国人生活保 護関係情報で あって規則で 定めるもの